高齢者・障害者等の安全確保のための指針

項	目		頁
通則	J		68
	目的		
	基本的な考え方		
	防犯の基本原則		6 9
具体的な方策等			
	道路等における高齢者・障害者等の安全の確保		7 0
	住宅における高齢者・障害者等の安全の確保		7 0
	高齢者・障害者等の安全確保のための推進事項		7 0
	(1) 高齢者・障害者等に対する安全教育		
	(2) 高齢者・障害者等に対する広報啓発活動		
	(3) 高齢者・障害者等の日常生活を支援する関係者への情報提供		
	(4) 高齢者・障害者等に対する相談体制の充実		
	(5) 地域及び関係団体との連携		

第1 通則

1 目的

この指針は、鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成18年鹿児島県条例第76号)第15条第2項の規定に基づき、道路、公園、駐車場及び駐輪場(以下「道路等」という。)並びに住宅における高齢者・障害者等の安全の確保に配慮した構造、設備等に関する基準等を定めるとともに、地域及び関係団体等に対し、高齢者・障害者等が安全で安心して生活するための具体的な方策等を示すことにより、高齢者・障害者等の安全確保に配慮した地域社会の実現を目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象. 位置づけ

この指針は,道路等を設置し,管理し,又は所有する者や住宅の建築事業者,所有者又は管理者等に対して,道路等の構造及び設備に関する犯罪の防止に当たっての望ましい基準等の整備方針を示すとともに,高齢者・障害者等及びその関係者に対して,犯罪の防止に当たっての望ましい具体的な方策等を示したものである。

(2) 指針の適用

この指針は、関係法令との関係、計画上の制約、地域住民等の意見等を考慮し、地域の実情等に配慮して適用するものとする。

(3) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

高齢者・障害者等が被害対象者となる犯罪を防止するため、次の3点の基本原則から防犯性の向上について検討し、高齢者・障害者等の安全確保に配慮したまちづくりを行うものとする。

(1) 見通し及び「人の目」の確保(注1)(監視性の確保)

見通し及び「人の目」が確保されることによって,犯罪企図者(注2)が近づきにくい環境を確保する。

(2) 周辺居住者の共同意識の向上(領域性の強化)

周辺居住者が「わがまち意識」を持つことにより帰属意識を高め、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動が活発に行われることによって、犯罪の起きにくい領域を確保する。

(3) 緊急通報体制の確立 (接近の制御)

高齢者・障害者用の緊急通報装置等の防犯機器の設置,地域での見守り活動等の強化によって,犯罪企図者の犯行を物理的,心理的に断念させ,犯罪の防止を図る。

第2 具体的な方策等

I 道路等における高齢者・障害者等の安全の確保

「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」を準用する。

2 住宅における高齢者・障害者等の安全の確保

「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を準用する。

3 高齢者・障害者等の安全確保のための推進事項

高齢者・障害者等を犯罪から守るために,地域及び関係団体等の協力を得て,犯罪の防止に関する助言や情報提供等を行い,安全確保のための施策を推進する。

(1) 高齢者・障害者等に対する安全教育

高齢者・障害者等が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、犯罪の被害者にならないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測できる能力を育成するため、以下のような取組を実施する。

- ・ 住居への犯罪企図者の侵入防止,道路等における犯罪の未然防止対策等の 防犯講座・講話を行う。
- 暴力の発生を未然に防ぐため、暴力未然防止教育(注3)を行う。
- ・ 「障害者110番」(注4),「子ども・家庭110番」(注5)等の高齢者・ 障害者等にとって、身近な相談窓口の利用等について周知する。
- ・ 「障害者用メール110番」(注6)を利用した警察への緊急通報や、児童 総合相談センター及び配偶者暴力相談支援センター(注7)への相談方法等 について周知する。

(2) 高齢者・障害者等に対する広報啓発活動

高齢者・障害者等が日常生活全般における安全確保のために必要な事項の広報啓 発活動を実施する。

- 防犯や暴力防止等に係る広報啓発資料を作成し、配布する。
- ・ 高齢者・障害者等を対象とした相談窓口業務や任意後見人制度等に関する 広報を行う。
- ・ 高齢者・障害者等に対する暴力事案等を認知した際の関係機関への早期通 報に関する広報を行う。
- ・ 高齢者・障害者等の公営住宅における優先入居制度に関する広報を行う。
- 女性被害の犯罪に関する広報啓発資料を作成し、配布する。

(3) 高齢者・障害者等の日常生活を支援する関係者への情報提供

高齢者・障害者等の日常生活を支援する以下の関係者に対して、安全確保に関する各種情報等の提供や技術的助言を行うことにより、高齢者・障害者等の安全を確保する。

- · 介護,保健及び福祉分野の市町村職員
- · 保健師, 社会福祉協議会職員等
- ・ 介護支援専門員 (ケアマネージャー), 民生委員等

(4) 高齢者・障害者等に対する相談体制の充実

高齢者・障害者等が日常生活全般における安全確保のために必要な事項について,以下の相談機関等における体制の充実を図り,相互の情報提供や連絡会議等の開催等により,連携を図る。

- /・ 県女性相談センター,県男女共同参画センター
- ・ 県こども総合療育センター、県大隅児童相談所及び大島児童相談所等
- 警察本部及び各警察署の警察安全相談窓口
- 市町村の各種相談窓口
- ・ 市町村等が運営主体となる「在宅介護支援センター」(注8) や「地域包括支援センター」(注9)
- ・ 法務局,検察庁,裁判所,弁護士会及び日本司法支援センター(法テラス) 等
- ・ 福祉事務所等のケースワーカー,婦人相談員,母子自立支援員及び家庭相 談員等
- 市町村の身体障害者相談員や知的障害者相談員
- ・ 民生委員・児童委員,人権擁護委員,ケアマネージャー及び在宅福祉アドバイザー等
- ・ 「障害者110番」,「子ども・家庭110番」,「こころの電話」(注10) などの相談電話窓口

(5) 地域及び関係団体(老人クラブ,自治会等)との連携

地域及び関係団体は、相互に連携し、高齢者・障害者等の安全につながる以下のような取組を実施する。

- ・ 在宅福祉アドバイザー等を中心とした見守りグループや地域の防犯ボラン ティア等による高齢者・障害者等の見守り活動を促進する。
- ・ 地域における犯罪に関する注意喚起文書等の配布や掲示など速やかな防犯 情報の周知体制の整備を行う。
- ・ 地域において、不審者対策の防犯標語看板を作成し、設置する。
- ・ 訪問介護員等に防犯指導を依頼し、高齢者・障害者等に周知する。
- ・ 「地域包括支援センター」等相談機関との連携を強化する。
- 警察,消防等による防犯訓練,緊急救命訓練等の実施を依頼する。
- ・ 医療・福祉機関等との連携を強化する。
- 警察、地域住民及び関係団体との情報を共有化する。
- ・ 各地域の老人クラブ活動による登下校時の「見守り活動」等の社会参加活動を促進する。
- ・ 認知症高齢者の「はいかい老人SOSネットワークシステム」(注 12) の 整備充実を図る。
- 女性支援グループによる女性への支援体制を充実させる。
- ・ 子ども,女性に対する暴力等に関して,児童総合相談センター等への通報・ 通告制度について広報し,県民に周知する。
- ・ 高齢者宅等に不審者(犯罪企図者を含む。)の来訪など、早い段階での家族、知人等への通報に活用できる緊急通報装置等の防犯機器等を設置する。
- (注1)「見通しの確保」とは、施設や塀、柵又は垣等が死角の原因とならないように配置を工夫すること並びに窓の位置やガラスの素材等を検討して建物内外の可視性を確保することなどをいい、「人の目の確保」とは、犯罪企図者の侵入等を察知できるようにするとともに、犯罪の抑止を図るために、関係機関職員、地域住民、その他関係者等が滞在する場所の配置又は時間帯に応じた動線等に配慮することなどをいう。
- (注2)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注3)「暴力未然防止教育」とは、暴力をふるわない、暴力を受けないため のコミュニケーションのとり方、毅然とした態度で暴力を否定する方法 について具体的に教えることをいう。

- (注4)「障害者110番」とは、障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)やその家族の日常生活における不安や悩みに対応するために、県の委託を受けて県身体障害者福祉協会が常設の相談窓口を設置している。
- (注5)「子ども・家庭110番」とは、子育てに関する不安や不登校・いじめなど、児童のあらゆる問題について、専門の電話相談員が無料相談を行っている相談窓口で、児童総合相談センターに設置されている。
- (注6)「障害者用メール110番」とは、警察では、言葉や聴覚が不自由な 人等が事件や事故に遭ったときに、警察へ緊急通報する手段として、携 帯電話やパソコンのメールを利用したメール110番を開設している。
- (注7)「配偶者暴力相談支援センター」とは、DV防止法(配偶者暴力防止法)に基づき、被害者の相談に応じ、自立支援のための情報提供、助言等の援助を行う機能を果たす施設で、本県では、婦人相談所と男女共同参画センターを指定している。
- (注8)「在宅介護支援センター」とは、在宅の要援護高齢者若しくは要援護 となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護等に関する 総合的な相談に応じ、各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるよ う関係機関との連絡調整を行う機関のことをいう。
- (注9)「地域包括支援センター」とは、市町村や市町村が適当と認めた在宅介護支援センターの運営法人等が運営主体となり、公正・中立な立場から、①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止等の権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントという4つの機能を担う、地域の中核機関のことをいう。
- (注 10)「こころの電話」とは、社会生活での悩み、対人関係・夫婦関係・男女問題等におけるこころの悩みについて、電話による無料相談を行っている。
- (注 11)「認知症・若年性認知症に関する相談窓口」とは、認知症の方やその家族の悩みや心配事等について、介護経験者や専門職の相談員が無料の相談に応じ、アドバイス等を行うため、県が設置している。
- (注 12)「はいかい老人SOSネットワークシステム」とは、警察署ごとに地域の関係機関・団体、事業所等との間にFAXネットを構築して、所在不明になった認知症高齢者等を発見保護するためのシステムをいう。